

南海医療センター附属介護老人保健施設 【入所】 重要事項説明文書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名 南海医療センター附属介護老人保健施設
所 在 地 大分県佐伯市常盤西町12番6号
管 理 者 名 武 内 裕
開設年月日 平成12年5月1日

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 職員体制

職 種 ・ 職 名	定 数	夜 間	備 考
施 設 長	1名		
副 施 設 長	1名		
医 師	1名		
薬 剤 師	1名		
支 援 相 談 員	1名以上		
介護支援専門員	(3名以上)		(兼務)
看 護 師	9名以上	1名	
介 護 職 員	25名以上	3名	
理 学 療 法 士	4名以上		
作 業 療 法 士	1名以上		
事 務 員	2名以上		
管 理 栄 養 士	1名以上		
そ の 他	4名以上		
計	51名以上	4名	

(4) 入所定員 100名

療養室 2階 個室 6室、2人室 1室、4人室 11室
 3階 個室 6室、2人室 1室、4人室 10室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

ア、当施設でのサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護、又、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備し、その他日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

イ、介護保険施設（Ⅰ）の人員体制とする。

② 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。なお食事は原則として食堂でおとりいただきます。

朝食 8時00分 ～ 昼食 12時00分 ～ 夕食 18時 ～

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 介護

当施設での介護は、施設サービス計画に基づいて提供されます。また退所時の支援も行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑦ 相談援助サービス

当施設は、利用者やご家族からの相談には、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。支援相談員や介護支援専門員にご相談ください。

⑧ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金（詳細は別紙「料金表」をご覧ください）

4. 施設利用に当たっての留意事項並びに禁止事項

- ・面会は、午前8時から午後8時までとする。
- ・消灯時刻は、午後9時とする。
- ・設備・備品の利用は、丁寧に扱うこと。
- ・施設内の清潔、整頓並びに身体及び衣類の清潔に努めること。
- ・職員の指示に従うこと。
- ・飲酒、喫煙は禁止する。
- ・金銭の持ち込みは、原則禁止する。
- ・貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練年2回、
- ・利用者を含めた総合避難訓練年1回
- ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

6. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

7. 変更及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0972-20-5090）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務室横、1階掲示板前、2，3階の踊り場に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

担当者 支援相談員 平山 純也

受付時間 8：15～17：00

その他の相談窓口 佐伯市高齢者福祉課介護保険係（電話0972-22-3117）

大分県国民健康保険団体連合会（電話097-534-8475）

8. 虐待防止のための措置

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

9. その他

パンフレットを用意していますので、ご請求ください。

10. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・併設医療機関

名 称	南海医療センター
所在地	佐伯市常盤西町11番20号

・協力医療機関

名 称	おおいた県南ホスピタル
所在地	佐伯市東町27-12

・協力歯科医療機関

名 称	鶴岡クリニック 歯科口腔外科
所在地	佐伯市大字鶴望2738-1